

第3回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成30年9月26日 (水) 午後2時30分～3時23分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (11人)

1番 間澤 智子	2番 太内田 栄二	4番 林 郷 ケイ子
5番 長根山 裕也	6番 坂本 幸治	7番 舘野 栄子
8番 川崎 和志	10番 軒 保	11番 北村 卓也
13番 馬場 賢一	15番 高城 健一	

4 欠席委員 (4人)

3番 源田 竹志	9番 大粒来 清美男	12番 下田 博美
14番 塩倉 健一		

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (12人)

上小路 鉄也	浜道 智	高谷 直樹	明戸 巖
坂澤 勉	山道 慶蔵	金澤 百年	遠藤 春男
川原 由次郎	林郷 永吉	下権谷 由雄	下谷地 信子

6 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第4号 農地・非農地の判断について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	佐々木 安武
係長	猪石 秀美
主任	佐々木 えり子
主任	滝谷 光成
主事	中里 利則

8 会議の概要

- 議長 　ただ今から、第3回洋野町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、当席を含め11人であります。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
ただちに会議を開きます。

.....

◎議事録署名委員の指名

- 議長 　日程第1 議事録署名委員の指名について、を行います。
議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、5番 長根山委員、6番 坂本委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
○議長 　異議なしと認め、兩人を指名します。

.....

◎会期の決定

- 議長 　日程第2 会期の決定を行います。
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
○議長 　異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

.....

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長 　それでは、ただちに議事に入ります。
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番までを一括上程いたします。詳細について事務局から説明いたさせます。
事務局 議長。
○議長 　局長。
○事務局 　議案書 1ページを お開き願います。
議案第1号 農地法 第3条の規定による 許可申請に係る番号1番から番号3番 について、ご説明いたします。
申請人から提出のありました 農地法 第3条の規定による 許可申請について、本委員会の議決を求めるものであります。
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 2,370 m² であります。

権利区分は 贈与、譲受人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は自作地 田 3,454 m²で、農業従事者は、2人であります。

譲渡人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、同一世帯につき省略いたします。

申請事由は、後継者である 長男に贈与しようとするものであります。

当該土地への現地調査は、平成 30 年 9 月 18 日に △△委員、△△推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 1 ページから 4 ページをご覧ください。

1 ページは 位置図と現況写真であります。写真は 申請地の南西側から写したものであります。

2 ページは 公図、3・4 ページは 許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第 3 条第 2 項 該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

番号 2 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 2,764 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 145 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 461 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 1,416 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 1,244 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 2,099 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 276 m²、合計 7 筆、8,405 m²であります。

権利区分は 贈与、譲受人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は 自作地 田 4,641 m²、畑 3,764 m²、計 8,405 m²で、農業従事者は、2人であります。

譲渡人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、同一世帯につき省略いたします。

申請事由は、後継者である二男に贈与しようとするものであります。

当該土地への現地調査は、平成 30 年 9 月 18 日に △△委員、△△推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 5 ページから 12 ページをご覧ください。

5 ページは 位置図、6 ページは現況写真であります。写真①及び③、④は 申請地の南西側から、写真②は申請地の南東側から、写真⑤は申請地の東側から、写真⑥は 申請地の南東側から、写真⑦は 申請地の西側から写したものであります。

7 ページ から 10 ページは公図、11・12 ページは許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第 3 条第 2 項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

番号 3 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇字〇〇 〇番、地目 畑、面積 7,910 m²であります。

権利区分は代物弁済、譲受人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は自作地 畑 15,849 m²、借入地 畑 9,448 m²で、農業従事者は、4人であります。

譲渡人の住所は、洋野町〇〇字〇〇 〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、畑 15,217 m²であります。

申請事由は、代物弁済により所有権移転しようとするものであります。

当該土地への現地調査は、平成30年9月18日に △△委員、△△推進委員により行っております。

なお、代物弁済とは、既存の債務で債務者が本来的に負担することになっている給付に代えて他の給付をなすことで既存の債務を消滅させる債務者と債権者との契約のことを指すものでございます。

お手元の総会提出資料 13 ページから 16 ページをご覧ください。

13 ページは位置図と現況写真であります。写真は申請地の北東側から写したものであります。

14 ページは 公図、15・16 ページは 許可申請に係る調査書であり、6 の農地法 第3条第2項 該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については 問題がないと思われるものであります。

以上、説明といたします。 よろしく願いいたします。

○議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。番号1番について、△△推進委員より、願います。

○△△推進委員 　△△農業委員とともに、9月18日この申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。この申請地は、譲渡人が高齢となってきたことから、後継者である息子に贈与するものです。今回申請のあった農地は、2～3年前から休耕しているそうですが、農地としての管理は適正に行われていました。後継者である譲受人も、今後も農地として適正に管理することですので、許可しても問題ないと思います。以上、報告いたします。

○議長 　はい、ありがとうございます。次に、番号2番について、△△推進委員願います。

○△△推進委員 　△△農業委員とともに、9月18日この申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。この申請地は、譲渡人が高齢になってきたことから、後継者である息子に贈与するものです。この申請のあった農地は、いずれの農地も作付けしてあり、適正に管理されてきました。後継者である譲受人も、今後も農業経営を継続していくことのでありましたので、許可しても問題ないと思います。以上、報告といたします。

○議長 　はい、ありがとうございました。次に、番号3番について、△△農業委員より願います。

○△△推進委員 　△△推進委員と、9月18日にこの申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。この申請地は、借受人が40年ぐらい前から賃貸借で借り受け、〇〇〇〇が使用している農地ですが、譲渡人の申し出により、譲受人からの借入金の代物弁済として譲渡することとしたようです。なお、この申請地は譲渡後も従来どおり〇〇〇〇が使用することです。

このことから、今回の申請地については、許可しても問題ないと思います。以上、報告といたします。

○議長　私も含めて新しい方もおりますので。3条につきましては、農業委員会で許可する案件でございます。しかも、農地として、そのまま権利移動をするものであり、面積要件としては3反歩、こういうことであります。局長から、代物弁済について、説明があったわけですが、皆さんを見てますと、まだ頭をひねってるような方もおりました。もう少し詳しく代物弁済について、事務局より説明をお願いします。代物弁済の意味。

○事務局　はい。簡単にお話すると、借りていたお金のために土地を譲渡して、それに充てるといような形になると思います。以上です。

○議長　よろしいですか。それでは、現地調査の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。ご意見等、ございませんか。

（「なし」の声）

○議長　質疑なしと認めます。これで質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長　異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長　異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長　次に、日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番を一括上程いたします。詳細については、事務局から説明いたさせます。

○事務局　議長。

○議長　局長。

○事務局　議案書 3ページをお開き願います。

議案第2号 農地法 第4条 の規定による許可申請について、番号1番から番号3番についてご説明いたします。

申請人から提出のありました 農地法 第4条の規定による 転用許可申請を 県知事に進達するにあたって、係る意見をお願いするものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 542㎡を、東京都〇〇〇〇 〇番〇号、〇〇 〇〇 氏が、一般個人住宅用地として転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成 30 年 9 月 18 日に、△△委員、△△推進委員により行っております。
お手元の 総会提出資料 17 ページから 24 ページをご覧ください。

17 ページは位置図と現況写真で、写真は 申請地の北側から写したものであります。

18 ページは公図、19 ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、20 ページは配置図、21 ページは建物平面図、22 ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇〇〇から 〇〇に約 1 km の位置にあり、〇側を町道及び原野、〇側を原野及び畑、〇側を畑、〇側を畑及び町道に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はないものと思われることから位置的な問題はないと考えます。

23 ページ、24 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書 になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地に該当しない農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当する第 2 種農地に分類されます。転用目的が住宅用地 としての転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地の選定については、申請人は母親の面倒を見るため、実家付近で、町道に面した平坦で宅地に適した土地を選定したもので、当該地以外に適地がなく、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4 の (3) 以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

次に、番号 2 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番〇、地目 畑、面積 800 m²を、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、〇〇 〇〇 氏が、大工用倉庫建築用地として、その他建物用地に転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は 平成 30 年 9 月 18 日に、△△委員、△△推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 25 ページから 32 ページをお願い致します。

25 ページは 位置図と現況写真で、写真は申請地の東側から写したものであります。

26 ページは公図、27 ページは 申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、28 ページは配置図、29 ページは建物平面図、30 ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇〇〇から南西に約〇m の位置にあり、〇側を宅地及び畑、〇側を畑及び公衆用道路、〇側を宅地及び畑、〇側を宅地及び山林に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はなく位置的な問題はないものと考えます。

31～32 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり添付する意見書になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地に該当しない農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当する第 2 種農地に分類されます。転用目的が大工用倉庫建築用地としての転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地の選定につきましては、建設する倉庫の管理や仕事上の利便性、必要面積等を勘案した結果、自宅に隣接した休耕地である申請地を選定したもので、当該地以外に適地がなく、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

次に、番号3番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番〇、地目 畑、面積 1,460 m²を、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 〇〇 氏が、太陽光発電設備用地として、工鉱業用地に転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成30年9月18日に、△△委員、△△推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 33 ページから 40 ページをご覧ください。

33 ページは 位置図と現況写真で、写真は 申請地の西側から 写したものであります。

34 ページは公図、35 ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、36 ページは配置図、37 ページは展開図、38 ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇〇〇から 〇〇に約〇mの位置にあり、〇側を雑種地、〇側を宅地、〇側を宅地、〇側を畑に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はなく位置的な問題はないと考えます。39～40 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり 添付する 意見書になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地に該当しない農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当する第2種農地に分類されます。転用目的が太陽光発電設備用地としての転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地の選定につきましては、日照時間や必要面積等勘案した結果、長年休耕地で今後耕作予定がない申請地を選定したもので、当該地以外に適地がなく、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

以上、説明いたします。 よろしくお願いたします。

○議長 審議に入る前に、お茶を飲んでいただきたいと思います。喉が渇いてきますので。飲みながら、お願いたします。事務局の説明が終わりました。現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

番号1番について、△△推進委員、お願します。

○△△推進委員 はい。

○議長 はい。△△推進委員。

○△△推進委員 △△農業委員とともに、9月の18日この申請地の現地調査を行いました。その結果について報告いたします。この申請地は、申請人の自宅建築用として転用するものであります。申請人は潜水土をしており、仕事の都合により現在、現住所は県外となっておりますが、町

内に戻る予定があり、そのために自宅を建築して、実家で一人暮らしをしている母親と同居するために建築をするものです。今回の転用申請については、転用面積が最小限の住宅建築であり、申請地の周囲に与える影響はないものと考えますので、許可しても問題ないと思います。以上、報告いたします。

○議長 はい、ありがとうございました。次に、番号2番について、△△推進委員、お願いいたします。

○△△推進委員 △△農業委員とともに、9月18日、この申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。この申請地は、自宅前の休耕農地を床柱など大工製品を保管するための大工用倉庫の建設及び通路用として転用するものです。申請人は現在、角浜地区の国道45号線沿いに作業所があるものの、床柱など大工製品を保管するには盗難の危険性があるため、自宅前に大工用倉庫を建設するものです。建設にあたっては、大工仕事の合間に後継者の息子と自前で建築するため、約1年間の工期を見込んでいたとのことでした。今回の転用申請については、周囲を宅地に囲まれ、隣接する農地には生け垣を植栽することから、周囲に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。以上、報告いたします。

○議長 はい、ありがとうございました。次に、番号3番について、△△推進委員よりお願いいたします。

○△△推進委員 △△委員と共に、9月18日、現地調査を行った結果について報告いたします。この申請地は、周囲を住宅に囲まれた農地で、10年ぐらい前から耕作しなくなり草刈りをする程度の管理をしていたが、農業後継者もなく、貸し付けするにも狭くて機械での作業が難しいことから、周囲に日照を遮るものがなく、日当たりが良好であったので、太陽光発電設備を設置するため、農地転用の申請をすることにしたとのことでした。今回の転用申請については、申請地の周囲に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。以上、報告いたします。

○議長 ただ今、現地調査の報告が御三方より、報告がありました。4条につきましては、自分の農地を自分が転用するというようなことでございます。そして、さきほども局長から説明申し上げましたとおり、県知事、県に意見を付して進達し、許可が大体くるまで、何もなければ、許可が来るまで、概ね1カ月かかる、こういうこととあります。これより質疑を行います。質疑ございませんか。ご意見、ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。討論を省略し、「議案第2号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第2号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について利用権設定、番号1番から番号3番を上程いたします。

なお、番号2番は、農業委員 □番 △△委員の案件になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、番号1番及び番号3番を先に優先して、審議、採決し、その後、番号2番の審議、採決を行います。

詳細について、事務局より説明願います。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書5ページをお開き願います。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について本委員会の審査決定を、洋野町長より求められたもので、利用権設定3件の審議をお願いするものであります。

なお、町長からの通知書の写しは、総会提出資料41・42ページにありますので、後刻ご覧願います。

議案書6ページは農用地利用集積計画総括表であります。利用権設定3件となっております。詳細につきましては、7ページの1.各筆明細で説明いたします。

利用権設定 番号1番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、○○ ○○ 氏、洋野町○○第○地割○番地○、利用権を設定する者の氏名及び住所は、○○ ○○ 氏、洋野町○○第○地割○番地、利用権を設定する土地、洋野町○○第○地割○番○、地目 田、面積 503 m²、洋野町○○第○地割○番○、地目 田、面積 476 m²、合計2筆、979 m²であります。

設定する利用権として、利用権の種類は使用貸借、内容は、畑、始期は平成30年10月1日、存続期間は平成40年9月30日までの10年間となっております。

8ページ、9ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

次に、議案書13ページをお開き願います。利用権設定番号3番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、○○ ○○ 氏、洋野町○○第○地割○番地○、利用権を設定する者の氏名及び住所は、○○ ○○ 氏、洋野町○○第○地割○番地○、利用権を設定する土地、洋野町○○第○地割○番○、地目 畑、面積 2,943 m²、洋野町○○第○地割○番○、地目 畑、面積 1,053 m²、合計2筆、3,996 m²であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、内容は、畑、始期は平成30年10月1日、存続期間は平成37年9月30日までの7年間、賃借は2筆で年額60,000円、借賃の支払方法は、口座振込によるものであります。

14ページ、15ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

総会提出資料43ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は、新規就農者でありますので、営農計画書が提出されております。利用権を設定する土地、3,996㎡には、ビニールハウス11棟、1,300㎡が設置されており、このビニールハウスを活用して雨よけほうれんそうを栽培しようとするものであります。農機具等はトラクター以外借り入れ、就労労働力は1名となっております。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 　ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより、利用権設定番号1番、3番について、質疑を行います。ご質問ございませんか。1番と3番でございます。ただいまの説明につきまして、1番、3番、ご質問ありませんか。

（「なし」の声）

○議長 　質疑なしと認めます。これで質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 　異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号1番及び3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 　異議なしと認め、利用権設定番号1番及び3番は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 　先ほど説明しましたが、□番 △△委員は、退室願ひます。

（△△委員退室）

○議長 　次に、利用権設定番号2番を上程いたします。

詳細については、事務局より説明いたさせます。

○事務局 　議案書10ページをお開き願ひます。

利用権設定番号2番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、○○ ○○氏、洋野町○○第○地割○番地○、利用権を設定する者の氏名及び住所は、○○ ○○氏、洋野町○○第○地割○番地、利用権を設定する土地、洋野町○○第○地割○番○、地目 畑、面積 2,395㎡であります。

設定する利用権として、利用権の種類は使用貸借、内容は、畑、始期は平成30年10月1日、存続期間は平成40年9月30日までの10年間となっております。

なお、利用権を設定する土地は、相続登記未了であるため、法定相続人全員から、利用権設定にかかる同意書が提出されているものであります。

11、12 ページの2 共通事項及び3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。利用権設定番号2 番について、質疑を行います。質問ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、利用権設定番号2番は、原案のとおり決定いたしました。ここで、□番 △△委員の入室を許可いたします。

(△△委員入室)

.....

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第6 議案第4号 農地・非農地の判断について、番号1番から番号2番を一括上程いたします。詳細について事務局より説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第4号 農地・非農地の判断について、番号1番から番号2番についてご説明いたします。「農地法の運用について」第4の(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かの判断を求めるものであります。

今回提出いたします件数と面積は、田1件、797㎡、畑1件、3,115㎡、合計2件、3,912㎡であります。

本年7月に委員及び事務局で現地調査を行った結果、番号1番から2番の土地について、農地法の運用について第4の(4)のアの「その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められるため、非農地としてよろしいか委員皆様のご意見を伺うものであります。

総会提出資料44ページに位置図及び現況写真を添付しておりますので、ご参照願います。以上説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。

○□番 見てきたのは前任者になりますよね。

○議長 事務局。

○事務局 7月に前農業委員と見て参りました。以上です。

○議長 今の農業委員ではなくて、前農業委員が7月にこの場所を見ているそうでございます。何か、他にございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 農地・非農地の判断ついて、番号1番から番号2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第4号の番号1番から番号2番は、原案のとおり決定いたしました。

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長 次に、日程第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から報告願います。

○事務局 議長。

○議長 局長

○事務局 議案書17ページを お開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領により、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで 農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ 速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」というふうに規定されているものであります。

届出のあった番号1番から番号3番までの3件について、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった3件のうち、権利を取得した事由は、3件とも相続であります。

また、あっせん希望の有無については、3件とも 無で 提出されております。

関係資料は、総会提出資料45ページから47ページとなっておりますので、後刻、ご覧願います。

以上、報告といたします。 よろしく お願いいたします。

○議長(会長) ただ今、説明が終わりました。届出受理に係る農業委員会への報告でございます。

今、説明したとおり、相続であるようです。これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、終わります。

.....
○議長 これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、皆様方のご協力によりまして、第3回洋野町農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。